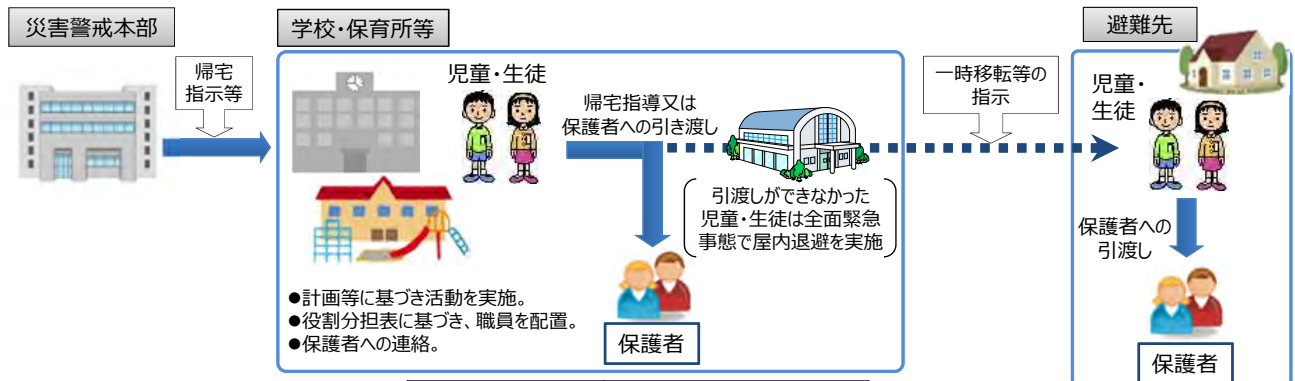


UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 宮城県及び関係市町では、警戒事態でUPZ内の学校・保育所等の児童・生徒の帰宅、もしくは保護者への引き渡しを開始。
- 学校・保育所等は、計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。引渡しができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、災害対策本部と連携を図る。

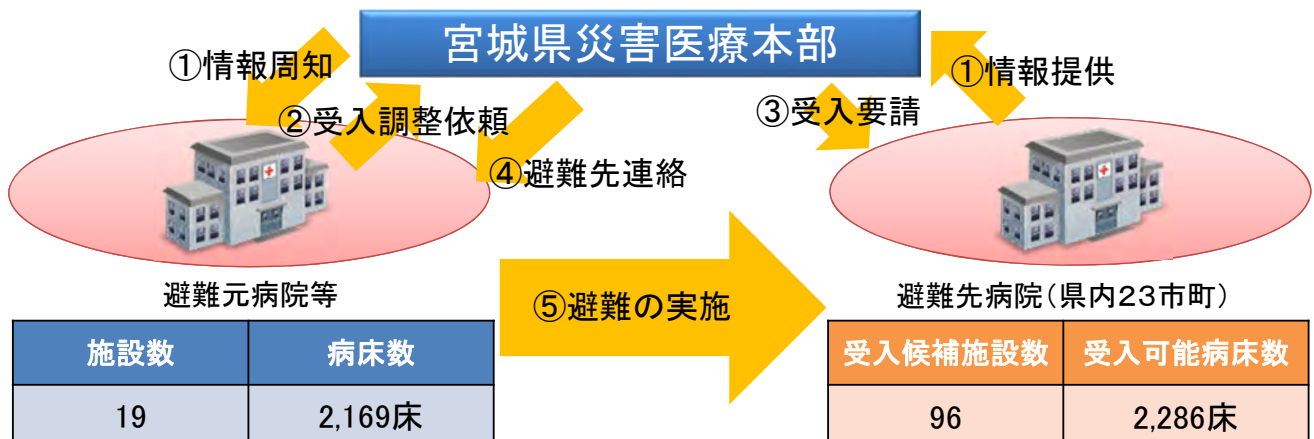


UPZ内の教育機関数	宮城県	
	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	105	5,630人
小学校	42	9,161人
中学校	23	4,866人
高等学校	10	4,648人
特別支援学校	2	232人
合計	182	24,537人

※教育機関数は分校を含む

UPZ内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整システム

- UPZ内にある全ての医療機関(病院及び有床診療所 19施設2,169床)において、個別の避難計画をおおむね策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、宮城県災害医療本部が医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施。



マッチングフロー

- 県は、受入自治体及び医療機関の協力を得て、避難先となる病院の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- 一時移転等の指示が見込まれる段階で、避難元病院等は県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼
- 県は、避難先候補病院に対し避難の受入を要請し、避難準備を整える
- 県は、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院及び避難ルート等を連絡
- 避難の実施

- UPZ内にある全ての社会福祉施設等(121施設3,251人)については、施設ごとの避難計画を作成することとしており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、宮城県が受け入れ先を調整。

<UPZ内>

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	71	2,829人
障害福祉サービス事業所等	50	422人
合計	121	3,251人

<UPZ外>

(県内31市町村、県外2県4市)

受入施設数	受入可能人数
283※1	2,829人
34※2	422人
309※3	3,251人

施設ごとの避難先を確保

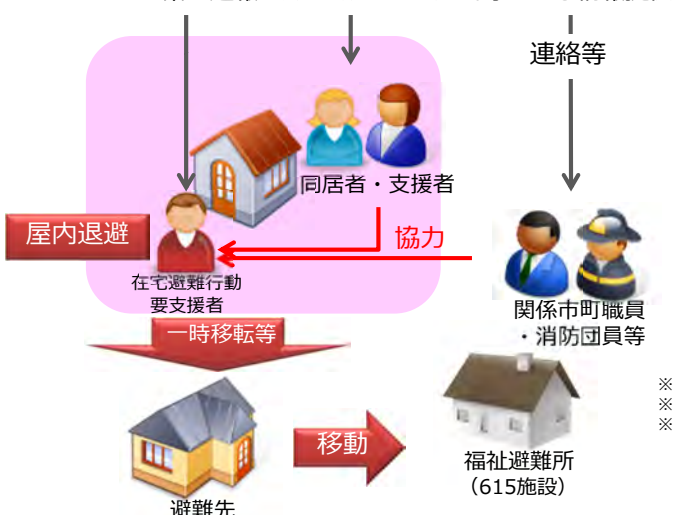
- ※1 介護保険施設等の避難先施設数(実数)
- ※2 障害福祉サービス事業所等の避難先施設数(実数)
- ※3 介護保険施設等と障害福祉サービス事業所等の避難先施設の重複を除いた実数

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が取れない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、避難生活に困難が生じる何らかの特別な配慮が必要な在宅の避難行動要支援者は、宮城県災害対策本部において関係機関と調整し福祉避難所等へ移動する。

関係市町災害対策本部

防災行政無線・広報車・ホームページ
・緊急速報メールサービス・TV・ラジオ等による情報提供



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数 (暫定値)

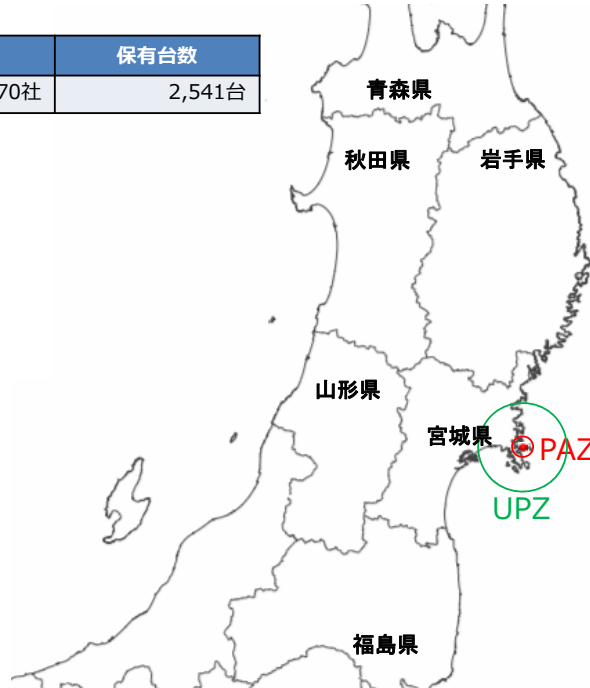
		UPZ内
宮城県	おながわちよう 女川町	989人(898人)
	いしのまきし 石巻市	3,829人(2,166人)
	とめし 登米市	586人(153人)
	ひがしまつしまし 東松島市	1,350人(1,350人)
	わくやちよう 涌谷町	33人(33人)
	みさとまち 美里町	1人(1人)
	みなみさんりくちよう 南三陸町	208人(27人)
小計	6,996人(4,628人)	

- ※1 ()内は支援者有り
- ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
- ※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

UPZ内の一時移転に必要な輸送能力の確保

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリングの結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、宮城県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。
- 宮城県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達。
- 宮城県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。

バス会社	保有台数
宮城県	70社 2,541台



県名	保有台数
青森県	2,354
岩手県	1,777
秋田県	1,409
山形県	1,332
福島県	2,620
計	9,492台

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請